

第
29回

シリーズ事業承継



税理士 吉川 弥生

自社株評価にあたり、持株会社を用いて評価額を引き下げする方法についてご紹介します。
持株会社とは経営権を獲得するために他社の株を所有する会社のことをいいます。

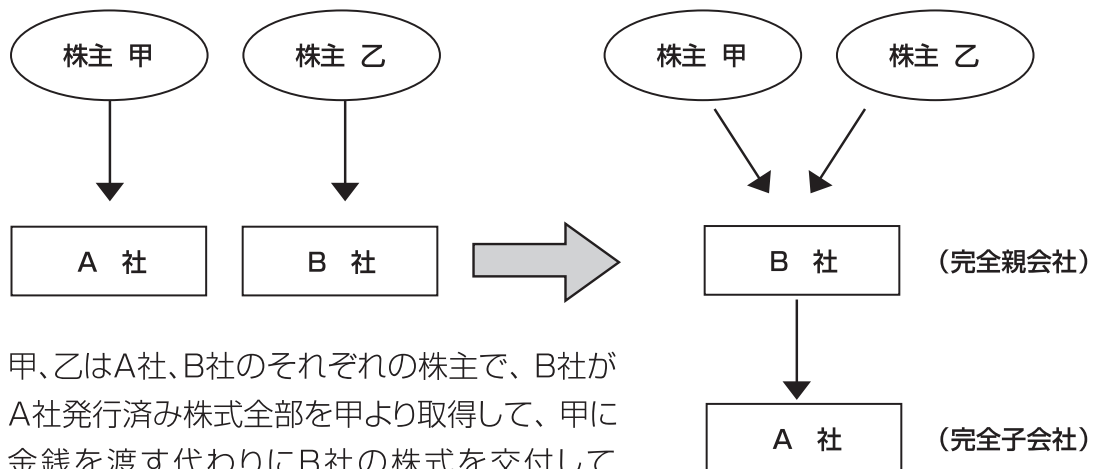
■ 持株会社での評価引下げ効果は

持株会社の設立だけでは、株式の評価を引き下げる効果はありません。
ただし、持株会社により、評価方法の特性による評価引下げ効果が期待できます。

① 持株会社の税務上の評価

経営者が複数の会社の株式を保有している場合に、これらの会社を株式交換・株式移転などの手法により持株会社の傘下に納めれば、経営者が保有しているのは、持株会社の株式のみとなります。株式交換とは会社が発行済株式の全部を他の会社を取得させることにより100%親子会社関係を創設する組織再編です。

※株式交換のしくみ



甲、乙はA社、B社のそれぞれの株主で、B社がA社発行済み株式全部を甲より取得して、甲に金銭を渡す代わりにB社の株式を交付して100%親子会社関係を創設します。

② 評価方法の特性による評価引下げ効果

- (a) 持株会社の株式の評価を類似業種比準方式による場合
持株会社の保有する事業子会社の株式評価の影響を排除することができます。
- (b) 持株会社の株式の評価を純資産価額方式による場合
事業子会社の利益蓄積による株式の相続税評価額の上昇は、持株会社の保有株式の含み益になります。持株会社の株式の相続税評価を純資産価額方式による場合に、その含み益に対して37%の額の控除をすることができます。

一定の税制適格要件を満たさないと、多額の含み益のある資産を有する会社の場合は、税負担が生じる可能性があります。注意して下さい。